

食安発 1227 第 4 号

平成 23 年 12 月 27 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

乳の放射性物質の検査の実施について

乳の放射性物質検査については、平成 23 年 4 月 4 日に原子力災害対策本部から示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（最終改正：平成 23 年 8 月 4 日）に基づき、重点的品目として検査計画の策定及び検査の実施及び公表をお願いしているところです。

牛乳は子どもの摂取量が特に多く、学校給食に毎日使用されていることから、その検査結果について保護者の関心が高まっているところです。

つきましては、概ね 2 週間毎にクーラーステーション又は乳業工場で実施している検査について、概ね 1 週間毎に実施されるようお願いいたします。

なお、本件については農林水産省生産局へ連絡済みであり、また、事業者団体に対し検査結果の公表について別添のとおり通知していることを申し添えます。

食安発 1227 第 6 号

平成 23 年 12 月 27 日

一般社団法人 日本乳業協会

会 長 古 川 紘 一 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

牛乳の放射性物質の検査結果の公表について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、食品中の放射性物質汚染防止の観点から、都道府県等において、食品衛生法に基づきモニタリング検査を実施し、公表しているところです。

乳については、原子力災害対策本部より示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の中でも、重点的品目として検査の計画、実施をしているところであり、特に、子どもたちが毎日飲む牛乳については保護者の関心が高く、特別区長会からも乳業者による牛乳の検査結果の公表について要望があったところです。

貴会会員におかれては、食品衛生法に基づき、自主的な衛生管理に努められているものと承知していますが、会員各社において製造されている牛乳の放射性物質に係る検査結果について、適切に公表し、関係者に適切な説明を行うよう貴会会員への周知方よろしく願います。

また、牛乳の検査を自社で行っていない会員については、都道府県等で実施されるモニタリング検査結果も活用して対応するようお願いいたします。

なお、本件については農林水産省生産局へ連絡済みであることを申し添えます。

食安発 1227 第 6 号

平成 23 年 12 月 27 日

社団法人 全国農協乳業協会

会 長 宇 佐 美 忠 孝 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

牛乳の放射性物質の検査結果の公表について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、食品中の放射性物質汚染防止の観点から、都道府県等において、食品衛生法に基づきモニタリング検査を実施し、公表しているところです。

乳については、原子力災害対策本部より示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の中でも、重点的品目として検査の計画、実施をしているところであり、特に、子どもたちが毎日飲む牛乳については保護者の関心が高く、特別区長会からも乳業者による牛乳の検査結果の公表について要望があったところです。

貴会会員におかれては、食品衛生法に基づき、自主的な衛生管理に努められているものと承知していますが、会員各社において製造されている牛乳の放射性物質に係る検査結果について、適切に公表し、関係者に適切な説明を行うよう貴会会員への周知方よろしくお願いします。

また、牛乳の検査を自社で行っていない会員については、都道府県等で実施されるモニタリング検査結果も活用して対応するようお願いします。

なお、本件については農林水産省生産局へ連絡済みであることを申し添えます。

食安発 1227 第 6 号

平成 23 年 12 月 27 日

全国乳業協同組合連合会

会 長 芝 田 博 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

牛乳の放射性物質の検査結果の公表について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、食品中の放射性物質汚染防止の観点から、都道府県等において、食品衛生法に基づきモニタリング検査を実施し、公表しているところです。

乳については、原子力災害対策本部より示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の中でも、重点的品目として検査の計画、実施をしているところであり、特に、子どもたちが毎日飲む牛乳については保護者の関心が高く、特別区長会からも乳業者による牛乳の検査結果の公表について要望があったところです。

貴会会員におかれては、食品衛生法に基づき、自主的な衛生管理に努められているものと承知していますが、会員各社において製造されている牛乳の放射性物質に係る検査結果について、適切に公表し、関係者に適切な説明を行うよう貴会会員への周知方よろしくお願いします。

また、牛乳の検査を自社で行っていない会員については、都道府県等で実施されるモニタリング検査結果も活用して対応するようお願いします。

なお、本件については農林水産省生産局へ連絡済みであることを申し添えます。

平成 23 年 12 月 20 日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 様

特別区長会 会長

西川 太一郎

給食用牛乳の放射性物質測定検査の
結果数値公表に関する要望について

現在、福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質の拡散による農作物等への影響に対する区民の不安の声が高まっています。

とりわけ、子どもを抱える保護者の関心は高く、各特別区においては、保育所や小・中学校の給食食材に関する情報を出来る限り提供したり、自主的に検査を行うなどして、保護者の不安を少しでも軽減できるよう努力しているところです。

こうした中で、子どもたちが毎日飲む牛乳について、乳業者に対して自主検査の結果数値の公表を求めています。開示されない状況にあります。

給食食材の安全性を理解してもらう上で、検査結果の数値公表は必要不可欠であり、給食用牛乳についても、乳業者が検査結果の数値を公表することで、保護者の不安も軽減されるものと考えます。

つきましては、監督省庁として乳業者に対し、独自に実施している給食用牛乳の放射性物質測定検査の結果数値を公表するとともに各区市町村へ速やかに情報提供するよう、早急に指導することを申し入れます。